

第1部 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例について

I. 条例制定の背景と目的

1 条例制定の背景

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により各種の規制が行われていて、その内容も近年の法改正により、罰則の強化、排出事業者責任の強化等厳しい内容となっています。

しかし、不法投棄は年々悪質・巧妙化してきており、産業廃棄物を放置しているにもかかわらず「保管（仮置き）」と称する場合や、無許可業者が他人から請け負った産業廃棄物であるにもかかわらず、自社の産業廃棄物であると称するなどといった事例も見られます。近年では、これらの巧妙な言い逃れを覆すために多くの時間を要し、結果的に比較的小規模の不法投棄が多数発生するなど、法に基づく規制を効果的に運用できないという問題も生じてきています。

事業者への指導・監督については、平成20年度より産業廃棄物の処理を委託するときに排出事業者が交付するマニフェストの状況を行政に報告する義務ができ、委託処理分については把握できる状態となっていますので、これに加えて、自己で保管・管理している部分について、届出を義務づけることによって、事業者に対しより積極的な指導・監督を展開していくことができます。

一方で、近年、県内港湾における県外からの搬入土砂量についても大幅な増加を示しており、特に首都圏等の開発行為からの土砂搬入量の増加が顕著となっています。建設工事等から発生する土砂等は、廃棄物処理法に規定される廃棄物ではなく、各種開発関係法においても、土砂の搬入を直接規制する規定がないことから、廃棄物を混入して不法投棄するなどの偽装に利用される場合や、有害物質等による土壌汚染の懸念もあります。

こういった土砂等の搬入に対して、土壌や水質といった環境基準を遵守させていく必要があるため、土砂等の埋立て等についての規制も実施することとしています。

また、上記のような産業廃棄物の保管や土砂等の埋立て行為に用いられる土地は、土地所有者が事業計画の確認を行わないまま、安易に貸借されることも多く、生活環境保全等に対する土地所有者等の意識も希薄であることが懸念されています。

こういった生活環境の保全に支障を与えるような問題については、これまでは通報や問題が起きてからでしか対応を行いつらいという状態でしたが、届出や許可の制度を導入することで、行政側から積極的に指導・監督を行っていくことができるものと考えています。

2 条例の目的（条例第1条）

県民の生活環境の保全上の支障を生じるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全することを目的としています。

Ⅱ. 規制の対象

産業廃棄物の自己物の保管及び土砂等の埋立て等が、この条例の主な規制の対象となります。また、下表で示すとおり、それぞれ一定規模以上のものはあらかじめ届出又は許可が必要となります。

規制の対象	産業廃棄物の自己物保管	土砂等の埋立て等
対象規模要件	保管を行う土地の面積が 100 m ² 以上	埋立て等に供する区域の面積が 3,000 m ² 以上 (特定事業)
事業者等の義務	届出	許可

Ⅲ. 関係者の責務

条例では、産業廃棄物の自己物の保管又は土砂等の埋立て等を行う者やそのために土地を提供する者等（土地所有者等）に対してそれぞれ責務を規定しています。

（主な責務の内容）

事業者の責務（条例第3条）	
①適正処理と紛争等解決	・保有する産業廃棄物及び土砂等の適正な処理を実施する責務 ・苦情又は紛争に対して、誠意をもってその解決にあたる責務
②特定事業実施の場合	・周辺住民の理解を得るため事前に事業計画の周知を行う責務 ・土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するための必要な措置を行う責務 ・土砂等による土壌・水質汚染のおそれのある土砂等を運搬しないようにする責務
土地所有者等の責務（条例第4条）	
①不適正処理への土地提供禁止	・不適正処理に対する配慮とそのおそれのある者への土地提供の禁止の責務
②所有地等における不法投棄等の不適正処理の事実確認時	・県又は関係機関への通報やその他地域に対する支障の除去等に係る措置の責務
③土地提供時の不適正処理確認時	・行為者等への警告、県等への通報や不適正処理是正等の措置の責務